

Japanese Services Group tax newsletter

在米日系企業のための米国税務ニュースレター

2014年春版

今回が初版となる本ニュースレターは、米国で事業を行う日系企業の皆さまのために、米国税制に係る最新情報をまとめたものです。米国において頻繁に行われる連邦および州税の税制改正に柔軟に対応する上で、皆さまの一助となれば幸いです。

In this issue:

IRS が有形資産に関する最終規則を発表	1
カリフォルニア州—税額控除および優遇税制の改正	4
テキサス州の税制改正	5
メキシコの税制改正	7
非金融機関の FATCA 報告要件	10
公正市場法（売上税）	12



IRS が有形資産に関する最終規則を発表

2013年9月13日、米国財務省（以下「財務省」）および内国歳入庁（Internal Revenue Services：以下「IRS」）は以下を公表した：

- 有形資産の取得、生産、改良に係る支出に対する内国歳入法（Internal Revenue Code：以下「IRC」）Section 263(a)、ならびに材料および消耗品に関する規則（IRC Section 162）の適用に関するガイダンスを規定する最終規則（以下「本最終規則」）
- 有形資産の除却および資産勘定全般について規定する提案規則（2013 Proposed Regulations：以下「2013年提案規則」）（IRC Section 168）¹

これらの規則は、2011年12月23日に公表された有形資産に関する暫定規則（Temporary Regulations）への修正を規定するものである。本最終規則は、原則、2014年1月1日以降に開始する課税年度に適用される。また、納税者は、2012年1月1日以降に開始する課税年度については本最終規則の規定を前倒しで適用することができる。さらに、当該課税年度については2013年提案規則を適用することもできる（必須ではない）。また、本最終規則遵守のために必要となる税務上の会計方針変更における自動承認取得に関する手続きについては、近くガイダンスが発表される予定である。

税効果会計（ASC 740）への影響：本最終規則に遵守するため、法人は税務上の会計方針の変更を余儀なくされる可能性が高い。また、そのような税務上の会計方針変更の多くには遡及的な適用が求められるため、ASC 740²に基づく一時差異および関連する繰延税金に影響を及ぼすこととなる。例えば、税務会計方針変更に伴い、過年度の控除額を資産の税務上の簿価（tax basis）に加算計上しなければならない可能性があり、その場合はIRC Section 481(a)に基づく調整（この場合はプラス調整）を行わなくてはならない。原則、Section 481(a)調整額がプラスの場合は、当該調整額を4年にわたって課税所得に均等に加算し、マイナスの場合は連邦申告書上、単年度で全額控除する。プラスの調整を行った場合には繰延税金負債、マイナスの調整を行った場合には繰延税金資産の計上を行う。ただし、4年にわたって課税所得に加算されるプラスのSection 481(a)調整額は、原資産の会計上および税務上の簿価の差額とは全く別の一時差異であることに注意が必要である。従って、Section 481(a)調整額に関する繰延税金負債を別途計上しなくてはならない。

ASC 740の適用上、本最終規則は新しい税法と考えられ、2014年1月1日以降開始する課税年度に適用される。税務会計方針の変更を要する税法改正の影響の認識についてはASC 740-10-55-58から55-63の中で検討されており、税法改正の繰延税金資産／負債への影響は、当該改正の施行日より後となる発効日にかかわらず、当該施行日付で計上されるべきである旨が規定されている。

¹ 2013年提案規則は2014年初めに最終化される予定である。最終規則が発表されると、法人はその影響について同様の検討を行わなくてはならない。

² FASB Accounting Standards Codification (ASC)については、Deloitteの**Titles of Topics and Subtopics in the FASB Accounting Standards Codification**を参照のこと。

本最終規則に遵守するために税務会計方針の変更を行う必要のある法人は、本最終規則が発表された年度の間および年度財務諸表に当該改正の影響を計上しなくてはならない。今回の改正において法人は原則、（適切な開示に加え）以下の2点を財務諸表上で反映することとなる：

- 税務会計方針変更に伴う Section 481(a)調整見積額および本最終規則の対象資産に係る一時差異への調整額
- 本最終規則の適用により生じる全ての不確実性に関連する不確実税務ポジション負債額の調整

さらに、繰延税金資産に対する評価性引当金の計上が必要か否かの判断に際しては、本最終規則による繰延税金資産／負債の調整（将来的な戻入時期を含む）を考慮しなくてはならない可能性がある。

区分貸借対照表上、Section 481(a)調整見積額に対する繰延税金負債の当期または翌期以降への期間配分は、当該調整額（一時差異）の戻入予定日に基づいて判断するため、当該法人がいつ本最終規則の適用を開始するかによって各期間への配分額は変わってくる。例えば、事業年度が暦年で、本最終規則の適用を2014年1月1日付で開始する法人は、Section 481(a)調整額の25%を2014年度の当期課税所得に計上（マイナス調整額の場合は2014年度の当期課税所得から全額控除）することとなる。従って、2013年12月31日時点の繰延税金負債の25%（または繰延税金資産の全額）が当期計上額となる。税務会計方針変更に関する繰延所得税額の貸借対照表上の区分例については Deloitte が発行している Roadmap to Accounting for Income Taxes³の Paragraph 5.11 を参照のこと。

検討事項

本最終規則の公表時期が第3四半期末であったことに加え、追加手続きガイダンスが未発表である状況において解釈の一部不確実性が存在していることから、本最終規則の間および年度財務諸表への影響の判断に悩む企業もあるだろう。ASC 740は、税務ポジションの算定は「財務諸表発行日時点で入手可能な事実、状況および情報に照らし、経営陣の最善の判断に基づくべきである」と規定している。一般的に、既存の情報に関し翌期追加分析を実施した場合、その分析結果は、翌期における前期見積額の調整要因とは見なされないが、今後発表される手続きガイダンスが原因で、本最終規則により生じる繰延税金資産／負債の当初算定額に変更が生じる場合は、関

³ Deloitte の A Roadmap to Accounting for Income Taxes (2011年3月) https://www.deloitte.com/assets/Dcom-UnitedStates/Local%20Assets/Documents/AERS/ASC/us_aers_IncomeTaxes.pdf.

連事実の変更または新事実に起因する調整額となるため、当該ガイダンスが発表された年度において計上されることとなる。

カリフォルニア州—税額控除および優遇税制の改正

2013年7月11日、Edmund G. Brown Jr.カリフォルニア州知事は下院法案（Assembly Bill）93および上院法案（Senate Bill）90に署名した。両法案により、カリフォルニア特定産業振興地域（California's Enterprise Zone：以下「特区」）における税額控除は段階的に廃止され、雇用税額控除、製造業に関する売上使用税免除ならびに投資奨励ファンドからなる新規経済開発プログラムに差し替えられることとなる。下院法案93は即時に発効する。

下院法案93により、現行のカリフォルニア特区プログラムが段階的に廃止され、以下の3つの新規優遇措置に差し替えられる：

1. 現行の特区の一定地域ならびに今後指定される人口調査標準地域（census tract）の一定地域に所在する納税者の一定の適格従業員の雇用に関する個人所得税および法人税に対する雇用税額控除⁴
2. 研究開発機器を含む製造機器およびバイオテクノロジー機器に関する売上税および使用税（4.19%）免除⁵
3. カリフォルニア州における既存事業活動の維持および新規事業の招致を目的とする税額控除を提供するための、ビジネス経済開発知事室（Governor's Office of Business and Economic Development (GO-Biz)）が管理する投資奨励ファンドの創設

特区に関する現行の税額控除および繰り越し

下院法案93は現行の特区プログラムを段階的に廃止し、2014年1月1日以降に開始する課税年度に新しい特区税額控除を受ける権限を終了させるものである⁶。2013年12月31日までは、現行の特区税額控除および規則が適用され、2014年1月1日より前に生じた特区税額控除について

⁴下院法案93 Section 13およびSection 33により追加された、カリフォルニア歳入課税法（Cal. Rev. & Tax. Code）§§17053.73（個人納税者向け）および23626（法人納税者向け）を修正する上院法案90 Section 2およびSection 4。

⁵下院法案93 Section 6により追加された、カリフォルニア歳入課税法（Cal. Rev. & Tax. Code）§6377.1を修正する上院法案90。4.19%は歳入課税法第§§ 6051、6051.3、6201および6201.3にて賦課される3.94%、ならびにSection 36, Article XIIIに基づき課される0.25%からなる。群税、市税または区税は免除の対象ではない。

⁶カリフォルニア歳入課税法§§ 17053.74(l)(1)（個人納税者向け）および23622.7(l)(1)（法人納税者向け）を追加する、下院法案93 Section 14およびSection 29。

は10年間の繰り越しが認められる⁷。この10年間の繰越規定は基地返還地区（local agency military base recovery area（LAMBRA））、指定税務地域（Targeted Tax Area）または製造業奨励地区（Manufacturing Enhancement Area）に関する制度に基づき発生した雇用税、または売上税および使用税の税額控除にも適用される⁸。特区における雇用税額控除は、2014年1月1日より前に適格納税者により雇用された適格従業員について継続適用され、特区税額控除の対象となった適格従業員向けの賃金は雇用日翌日からの60カ月間は引き続き適格賃金とみなされる⁹。

検討事項

2012年度のカリフォルニア州法人税申告書を作成し、現在、特区税額控除を受けている納税者は、下院法案93による将来的な税額控除額への影響およびその繰り越しなどについて検討すべきである。また、今後指定がなされる人口調査標準地域に所在する納税者は、下院法案93に対して早急に税務プランニングを開始すべきであろう。さらに、カリフォルニア州納税者は、売上税免除の適用を受けられるか否かについて、事前に確認を行うべきである。2013年または2014年に、カリフォルニア州において事業の拡大や新規設備投資を検討している場合は、下院法案93の影響および投資税額控除（California Competes Tax Credit）の恩恵享受の可能性についても慎重に検討することが望まれる。

詳細については**Multistate Tax: EXTERNAL ALERT - July 9, 2013**

(<http://www.deloitte.com/assets/Dcom->

UnitedStates/Local%20Assets/Documents/Tax/us_tax_multistate_CA_070913.pdf)を参照のこと。

テキサス州の税制改正

2013年6月14日、下院法案500（House Bill 500）および下院法案800（House Bill 800）がRick Perry テキサス州知事の署名を経て成立した。これらの法案には、さまざまな業界および納税者に影響を及ぼす新规定、ならびに、広範な納税者に適用される可能性のある改定が含まれている。以下はその一部である：

- 2014年度における一時的減税（2015年度についても適用の可能性あり）

⁷ 上院法案 90 Section 6

⁸ 同上

⁹ カリフォルニア歳入課税法 §§ 17053.74(1)(2)（個人納税者向け）および 23622.7(1)(2)（法人納税者向け）を追加する、下院法案 93 Section 14 および Section 29。

- 登録済みの歴史的建造物に対する認定修復に対する税額控除
- 研究開発活動に対する税額控除および売上税／使用税免除
- 総売上および売上原価の算定方法変更
- 2013年9月1日以降にテキサス州へ移転した法人の移転費用控除

フランチャイズ税の一時的な税率軽減

- 2014年1月1日から2014年12月31日までの期間内のいずれかの日が申告書提出期限となる場合、課税対象利益 (taxable margin) の0.975%の金額をフランチャイズ税として申告することが可能となる。主に小売業または卸売業に従事する課税対象法人については、0.4875%が適用される。
- 2015年1月1日から2015年12月31日までの期間内のいずれかの日が期限となる申告書においては、0.95%の税率、また、主に小売業または卸売業に従事する場合は、0.475%の税率が適用される。ただし、2015年向けのこれらの軽減税率を適用することができるのは、2014年9月1日以降において、テキサス州税務当局 (Comptroller) により、2014～2015年度 (2015年8月31日に終了する2カ年) の推定売上額が、同2カ年の「予想売上額 (Comptroller's Biennial Revenue Estimate)」に記載の金額を超過することが認定された法人のみである。当該認定を受けていない場合は、テキサス州税法Section 171.002規定の税率である1.0% (小売業／卸売業に従事する場合は0.5%) の税率が適用される。
- 提出期限が2016年1月1日以降となる申告書においては、税率が1.0%に引き戻される。同様に、小売業または卸売業に従事する課税法人についても0.5%に戻される。

合算申告グループ (Combined Group) 税制の改定

テキサス州税法Section 171.1014(d)が改定され、合算申告グループは、当該グループ法人全体の売上原価 (もしくは人件費)、または100万米ドルのいずれか有利な方を選択し控除を受けることが可能となった。ただし、合算申告グループの課税対象利益は当該グループの総売上の70%を上限とする。

また、以下の両方を満たす場合、小売／卸売電力事業を行わない課税対象法人を一社でも含むユニタリー課税が適用される合算申告グループに、小売／卸売電力事業を行う課税法人をユニタリーメンバーとして含めることはできない：

- 小売／卸売電力事業者が含まれているという理由により、当該グループが、テキサス州税法Section 171.002(c)の要件（主に小売業または卸売業に従事していると見なされるための要件）を満たさなくなる。かつ、
- 当該グループの小売／卸売電力事業からの売上がグループ総売上の5%未満である。

全ての改定項目または詳細については2013年6月17日付の**Multistate Tax: EXTERNAL ALERT – June 17, 2013** (http://www.deloitte.com/assets/Dcom-UnitedStates/Local%20Assets/Documents/Tax/us_tax_multistate_TX_Alert_061713.pdf)を参照のこと。

メキシコの税制改正

2013年12月11日、2013年メキシコ税制改正が官報に公表された。本改正は2014年1月1日より発効する。10月30日に上院より可決された広範囲にわたる本改正には、メキシコで事業を行う企業（マキラドーラ制度の下で事業を行う企業を含む）に影響する数多くの措置が含まれている。本改正では複数の税目が廃止されているが、他の税目の税率は引き上げられている。また、納税者がその税負担を軽減するために活用してきたとする多くの優遇税制が今回の改正により廃止される。一方で、租税条約の濫用防止ならびにメキシコ内外の関連者向け支払額の控除制限を目的とする個別の措置が規定されている。これら制度の多くは異論の多いものであり、メキシコ議会において厳しい議論が交わされた。

法人税関連規定

本改正により所得税法が新税法に置き換えられた。

税率—法人税は30%に据え置かれる。同様に配当税および税額控除額の計算の目的に用いられるグロスアップ係数についてもそれぞれ1.4286および0.4286に据え置かれる。

連結納税—連結納税制度は、2013年12月31日をもって廃止され、連結納税グループは実質的に解散される。既存のグループは、2014年度から2018年度までの間、繰延所得税を毎年分割で支払わなければならない。ただし、2013年12月31日時点で5年間の強制繰延期間の対象となっている納税者は、当該繰延期間が終了するまでは連結納税を継続することができる。繰延税額の支払いは経過規則に定められている方式により行われる。連結納税制度は任意制度に置き換えられ、当該新制度の下で、法人グループは、連結ベースでの法人税計算を選択することが可能となる。新制度では、グループ内に利益計上法人と欠損法人が混在する場合の税制優遇措置が規定されてい

る。課税の繰り延べは最長3年まで認められる。2013年12月31日時点で連結納税を認められていたグループは、2014年2月14日までに、メキシコ国税庁（Servicio de Administracion Tributaria）へ通知を提出することにより、認可申請手続きを行うことなく当該新制度を適用することができる。

マキラドーラ制度

マキラドーラ企業（保税委託加工を行う企業、具体的には、輸入した原材料もしくは部品の処理、加工、組み立て、または修理を行い最終的にメキシコから完成品を輸出）のための特別税制、およびマキラドーラ制度を通じてメキシコで事業を行う非居住者のための恒久的施設（permanent establishment：以下「PE」）認定免除制度は新税法においても保持される。しかし、「マキラドーラ制度対象業務」の定義が厳格化され、マキラドーラ制度の下で優遇を受けることのできる納税者に対する税務当局の権限を強化する規定が新税法に追加された。マキラドーラ企業がPE認定を回避し、移転価格セーフハーバー条項を適用するには以下の条件を満たさなければならない：

- マキラドーラ企業の所得が全てマキラドーラ認定業務から生じている（つまり、マキラドーラ企業がPE認定を回避するためには、その所得が「生産事業」から生じていなくてはならない）。「生産事業」の用語の定義に多少の不明確さはあるものの、その中には、製造業、マキラドーラ、輸出サービス産業促進法（Decree to Promote the Manufacturing, Maquiladora, and Export Services Industry Program：以下「IMMEX法」）に基づき認可を受けた事業体に対する認定事業が含まれると考えられる。税務当局により管理規則を通じて「生産事業」の概念が明確化される見通しである。
- 非居住者は原材料を、「加工／修理（transformation）（新税法にて定義）」を行うためのメキシコへの一時輸入を目的として提供し、マキラドーラ企業は関税法に従い、完成品の輸出（仮想輸出を含む）を行っている。
- 非居住者である親会社が、マキラドーラ事業の機械設備の30%以上を提供している。マキラドーラ企業またはそのメキシコ関連企業が当該機械設備を（当期もしくは過年度において）所有することは認められない。30%基準を充足しているか否かは税務当局が発表する規則に基づき判定される。IMMEX法とは異なり、当該30%基準を満たさないマキラドーラ企業に対する適用除外は認められない点には注意が必要である。全てのマキラドーラ企業は2014年末までに機械設備に関する当該30%基準を満たさなければならず、基準を満たさない場合にはPE認定を受けるリスクがある。機械設備価格の算定に関する管理規則の発表が待たれる。

所得税法は2003年に修正されており、外国法人がメキシコで製品を常習的に加工するメキシコのマキラドーラ企業に直接的または間接的に機械設備を提供し、当該マキラドーラ企業と経済的お

よび法的な関係を有している場合で、当該外国親法人の居住国がメキシコと租税条約を締結しており、当該マキラドーラ企業がメキシコの移転価格税制を遵守している場合は、当該外国親法人はメキシコにPEを有するとは見なされないと規定された。具体的には、マキラドーラ企業は以下の4つの方法によりPE認定を回避することができた：

- 1) 次のいずれか高い方と同額以上の課税所得を維持する。(a) マキラドーラ企業の総資産（非居住者親法人が所有する固定資産および在庫を含む）の6.9%、または (b) マキラドーラ企業に係わるコストの6.5%。
- 2) 所得税法において認められている調整および計算方法を用いた移転価格分析報告書を作成し、外国親法人が所有する総資産の1%（フラットタックスに関しては1.5%）を当該分析結果に加算する。
- 3) 外国親法人が所有する機械設備の利益率が考慮される取引営業利益率法（transactional operating profit margin method）を用いた移転価格分析報告書を作成する。または、
- 4) 上記2)および3)において適用される方法に対する事前確認(APA)をメキシコ税務当局から取得する。

2)および3)が用いられる典型的な例としては、セーフハーバー条項を適用した場合、マキラドーラ企業にとって不適切な利益率となったり、その業界の経済状況と矛盾する結果となる場合などが挙げられる。

本改正により、これら2)および3)のセルフコンプライアンス方法が廃止され、今後、PE認定を避けるには、上述の1)および4)の2つの選択肢（セーフハーバー条項の適用または事前確認(APA)の取得）のみとなる。セーフハーバー条項を適用した結果が業界の経済状況に整合しないと判断する場合（資産集約型企业の場合など）は、事前確認(APA)を取得することが可能ではあるが、事業に見合う課税ベースの軽減を受けようとするマキラドーラ企業にとって、セーフハーバー条項は柔軟性にかける税負担が増加する可能性があると考えられる。

現在、外国の事業主体に所有されない「シェルター型マキラドーラ企業」と呼ばれる第三者を通じてメキシコで製造活動を行う制度を利用することにより、通常のマキラドーラ企業と同様、PE認定を回避している非居住者が存在する。本改正により、外国事業主体が、「シェルター型マキラドーラ企業」を通して、PEリスクを被ることも恒久的業務に転換することもなく、メキシコへの投資を継続できる期間については、今後4年間と制限された。よって、該当する場合は、4年以内に現行の業務形態を維持するか否か判断する必要がある。

源泉税

配当—当初法案では、メキシコ人（個人）ならびに非居住者である法人および個人に支払われる配当に対する税率が10%引き上げられ、40%となる予定であった。議会により当該案は修正され、メキシコ法人が支払う配当に対して10%の源泉税が課されることとなった。この10%の源泉税はメキシコのPEからのその本社への配当または送金に対しても適用される。この結果、配当課税は所得税というよりむしろ源泉税となり、非居住者への支払いに対する税率は該当する租税条約に基づき軽減される。また、メキシコ法人により徴収される源泉税についてはメキシコ個人所得税申告書上で税額控除を受けることができる。

当該源泉税税率は2014年1月1日より後に生じた所得に適用される。本目的上、メキシコ税務当局は2013年12月31日付の課税済利益（CUFIN）を2014年度より前に生じた利益と見なす。

詳細については**International Tax: EXTERNAL ALERT – December 12, 2013**

(<http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-alert-mexico-121213.pdf>)を参照のこと。

非金融機関の FATCA 報告要件

概要

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act：以下「FATCA」）は、世界でこれまでに類を見ないほどの広範かつ複雑な税務情報報告の制度を規定する米国税法である。FATCAおよびそれに基づき米国財務省が発表したFATCA規則は世界各国を対象とするものであり、事実上、全ての業界における多国籍企業に影響を及ぼすものである。FATCAの趣旨は米国納税者の米国外口座を利用した租税回避、および、米国外事業体を通じた間接的な投資を利用した租税回避を防止することである。米国外事業体に対して米国を源泉とする「源泉徴収の対象となる支払い（withholdable payment）」を行う場合、支払いを行う企業が金融機関であるかどうかにかかわらずFATCAの対象となる。さらに、源泉徴収の対象となる国外送金を行う者には重要なコンプライアンス義務が課され、過小な源泉徴収に対する法的責任を負うこととなる。

非金融機関に対する影響

FATCAが金融機関以外の企業に及ぼす主要な影響は、FATCA上、それらの企業が源泉徴収義務者と見なされることにある。通常の業務の過程における金融取引に該当しない一定の支払いに関しては例外が認められるが、非金融機関が行う支払いの多くはFATCA上の源泉徴収義務および報告義務の対象となる可能性がある。従って、これらの企業は少なくとも現行の情報報告および源泉徴収に関する手続きを見直し、それら手続きがFATCAに基づく新规定の影響を受けるか否かを判断することが必要となる。

次のステップ

金融機関以外の企業は、FATCAがその支払いおよび業務に適用されるか否かを判断するために、FATCAの分析を実施しなくてはならない。そして、FATCAが適用されると判断した場合には、新规定遵守に必要な事項を定めなければならない。FATCAに定められている標準的な分析には以下が含まれる：

- 関連者グループ内法人の分類：関連者グループ内法人を「FATCA上の源泉徴収義務者」、「外国金融機関、FEI (Foreign Financial Institution)」、または、「その他の外国事業体、NFFE (Non-Financial Foreign Entity)」に分類。
- 影響の査定：企業の法的事業体区分に基づき、FATCAの影響を受ける事業単位 (business unit)、業務分野、ITシステムおよび法的文書（当事者間契約、ベンダー契約等）を洗い出す。影響を受ける業務分野には、本人確認手続き、支払処理、源泉税の納付、ならびに法令上の報告に関する手続きが含まれる。
- 受取人の区分：本人確認書類に関する要件を判断するため、FATCA規定に従い、支払受取人およびその他影響を受ける関係先（デリバティブ契約の相手方当事者等）を分類する。
- 実施計画：FATCA遵守実施および継続に必要な費用を考慮し、費用対効果に優れたFATCA導入実現のための事業上の決定を行う。また、内国歳入法第3章（Chapter 3）に基づく手続きおよびシステムを活用し、FATCA導入に伴う事業上の課題に取り組むための対応策を検討する。
- 関係者への通知：内外の関係者に通知する。
- 統治（ガバナンス）：方針、手順、および法的文書をFATCAに基づき改訂する。

2013年および2014年のFATCAに関する重要な実施日／期限日

2013年

8月19日 FATCA登録ポータル公開

2014年

4月25日 2014年6月2日に公開される内国歳入庁（以下「IRS」）初回 FFI リストに載るための登録期限

6月2日 IRS の初回「グローバル仲介人識別番号（GIIN）」リストの公開予定日

7月1日 適用除外債権に該当するか否かの基準日（これより前に発行された債権は適用除外）

7月1日 米国源泉徴収義務者（USWA）および FFI の新規口座の本人確認手続開始日

7月1日 源泉徴収開始（米国を源泉とする一定の米国外支払を除く）

12月31日 米国源泉徴収義務者（USWA）および FEI の「推定 FFI（prima facie FFI）」とされる既存口座の本人確認その他関連手続完了期限

** その他の源泉徴収／報告要件については 2015 年から 2018 年にかけて順次実施

詳細情報

最終規則（final regulations）は広範かつ複雑であり、暫定規則（proposed regulations）からかなり修正されている。本項は米国および米国外の非金融機関に広く影響する、最終規則の特定かつ重要な規定のみに焦点を当てたものであり、全ての変更項目を網羅するものではない。最終規則に定められている要件により直接的または間接的な影響を受けると思われる場合は、FATCA遵守のために迅速かつ積極的に対応することが求められる。最終規則またはFATCA関連事項に関して質問等がある場合は遠慮なく連絡されたい。

公正市場法（売上税）

2013年5月6日、米国上院は、州内に物理的存在（physical presence）を有さない州外販売者または「遠隔地（remote）」販売者（カタログ小売業者もしくはオンライン小売事業者等）の売上に対する州の売上税および使用税の徴収を原則容易にする法案を可決した。2013年公正市場（The Marketplace Fairness Act of 2013（S.743））は69対27で可決後下院に送られ、現在下院司法委員会での審議を待っている。

売上税および使用税は45の州およびコロンビア特別区において、有形動産および一定のサービスの販売に課されている税である。現在、販売者は、課税要件である「関連性」または「課税拠点（nexus：以下「ネクサス」）」を有する州においてのみ、売上税法および使用税法を遵守することを義務付けられている。州外の販売者が徴税を行わなかった場合は、原則、購入者が、有形動産の所有権を取得した州、または、課税サービス提供を受けた州に使用税の申告および納税を行わなければならない。しかし、企業および個人ともにこの自己申告義務を見落とすことは多い。

現在、米国最高裁判所の判決の下、州外販売者自身が州内に物理的存在を有する証拠、または、その代理人や代理店を通して物理的存在を有する証拠を持たない場合、つまり、州において十分な企業プレゼンスを確立していない場合、州が州外販売者に売上税もしくは使用税の徴収義務を強要することは認められていない。

州政府および地方政府の間では、電子商取引が州政府および地方政府の売上税および使用税の課税ベースを徐々に侵食していることへの懸念が高まっていた。2008年、ニューヨーク州は全米で初めて、インターネット販売業者と当該インターネット販売業者のホームページへのリンクを提供するウェブサイトを有する州内の企業の関係に対応する取り組みとしていわゆる「クリックスルー・ネクサス」と呼ばれる規定を施行した。「クリックスルー・ネクサス」規定により、州内の企業に対して、そのホームページを通じた委託販売売上の一定比率に基づいた支払いを行う州外の販売者は、ネクサスを有すると推定される。販売者は、州内の企業が自身の代理として当該州内で積極的に営業活動を行っていない旨を書面により十分かつ正確に説明できる場合に限り、反論することができる。

公正市場法は原則、州売上税簡素化協定（Streamlined Sales and Use Tax Agreement）を締結する州に、遠隔地販売者が当該州に生じた「遠隔地売上」に対する売上税および使用税を徴収し、当該州に納付することを義務付ける法を施行する権限を付与するものである。

州売上税簡素化協定を締結していない州は、売上税管理に関する一定の「最低簡素化要件」（州内の全課税管轄地に対する単一監査、売上税および使用税に関する単一の申告書、ならびに課税ベースの統一を含む）を満たす場合、同様の権限を行使することができる。また、これらの州は遠隔地販売者に対し、当該販売者が各取引終了時に、売上税および使用税を計算し申告するためのソフトウェアを無償で提供しなければならない。

米国内における遠隔地販売からの年間総売上が 100 万米ドル以下である小規模企業は、公正市場法の適用から免除される。

検討事項

企業などが検討を要する事項としては、遠隔地販売者に租税徴収を義務付ける連邦法が実施された場合に、自社の請求システム、購入システム、売上税に関する社内規定、およびコンプライアンス手続きがそれに十分対応できるか否かの検討が挙げられよう。具体的には、売上の流れおよび購入に対する課税の有無の見直し、売上税の請求または使用税の計算の自動化、ならびに売上税コンプライアンス手続きの外注等が挙げられる。

Talk to us

Please visit www.deloitte.com/us/jsg for additional information about Deloitte's Japanese Services Group. If you have questions or comments regarding the content of this newsletter, please contact one of the following leaders:

John Jeffrey

JSG Global Leader
Tel: 1 (212) 436-3061
Email: jjeffrey@deloitte.com

Hiro Nakamura

JSG East Region Leader
Tel: 1 (212) 436-4259
Email: hinakamura@deloitte.com

Steven Imp

Tax Leader - US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-2892
Email: simp@deloitte.com

George Warnock

JSG Americas Leader
Tel: 1 (212) 436-2733
Email: gwarnock@deloitte.com

Akira Yamamoto

JSG Central Region Leader
Tel: 1 (313) 396-3373
Email: ayamamoto@deloitte.com

Toshiro Ikeda

Deputy Tax Leader - US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-4956
Email: toikeda@deloitte.com

Yasuaki Nishiura

JSG West Region Leader
Tel: 1 (415) 783-4293
Email: ynishiura@deloitte.com

Tetsuya Ishida

Deputy Tax Leader - US Japanese Services Group
Tel: 1 (213) 553-1337
Email: tishida@deloitte.com

Additional Local Contacts for this Edition

Stuart Dorsky

Tax Principal | East Region
Tel: 1 (212) 436-3155
Email: sdorsky@deloitte.com

Tomoko Miyahara

Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-6883
Email: tmiyahara@deloitte.com

Joseph Paradiso

Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3175
Email: jparadiso@deloitte.com

Akiko Tateishi

Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 436-4315
Email: aktateishi@deloitte.com

Troy Biddix

Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (313) 396-3201
Email: tbiddix@deloitte.com

Takashi Kishimoto

Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (513) 723-4118
Email: tkishimoto@deloitte.com

Midori Nakamura

Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5581
Email: minakamura@deloitte.com

Maki Andrews

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (619) 237-6762
Email: makiandrews@deloitte.com

Shigeki Fujisawa

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2625
Email: sfujisawa@deloitte.com

Joel Littleford

Tax Partner | West Region
Tel: 1 (213) 688-5415
Email: jlittleford@deloitte.com

Maya Myoga

Tax Director | West Region
Tel: 1 (213) 688-6933
Email: mmyoga@deloitte.com

Randee Tan

Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4243
Email: rantan@deloitte.com

Susan Eisenhauer

Tax Director | East Region
Tel: 1 (973) 602-4343
Email: seisenhauer@deloitte.com

Seiko Morohashi

Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-6995
Email: smorohashi@deloitte.com

Jim Ryan

Tax Director | East Region
Tel: 1 (860) 725-3608
Email: jiryana@deloitte.com

Yuka Wakino

Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-5933
Email: ywakino@deloitte.com

Tanya Crawford

Tax Director | Central Region
Tel: 1 (614) 229-4828
Email: tcrawford@deloitte.com

Yasunori Kobayashi

Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (313) 396-2804
Email: yakobayashi@deloitte.com

Hiroshi Nakazawa

Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-0659
Email: hinakazawa@deloitte.com

Yuko Beuhler

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4283
Email: yuknishiyama@deloitte.com

Hiroko Fukui

Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2453
Email: [hfukui@deloitte.com](mailto:hkfukui@deloitte.com)

Shizuka Miki

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 996-4896
Email: smiki@deloitte.com

Nana Numata

Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-6789
Email: nnumata@deloitte.com

Tomoko Tanega

Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (808) 543-0729
Email: ttanega@deloitte.com

Emiko Hashimoto

Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-6854
Email: emhashimoto@deloitte.com

Hideki Nakajima

Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-3618
Email: hinakajima@deloitte.com

Mike Schmidt

Tax Principal | East Region
Tel: 1 (404) 220-1505
Email: mikeschmidt@deloitte.com

Mariko Yamamoto

Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 436-5931
Email: maryamamoto@deloitte.com

Emi Hatano

Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (317) 656-6958
Email: ehatano@deloitte.com

Terrance Kurtenbach

Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (414) 347-6160
Email: tkurtenbach@deloitte.com

Aya Ozeki

Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-3300
Email: ayaozeki@deloitte.com

Madoka Endo

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-4176
Email: madendo@deloitte.com

Rumiko Imanaka

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4431
Email: rimanaka@deloitte.com

Yukiko Modegi

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2333
Email: ymodegi@deloitte.com

Mana Ota

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-4287
Email: mota@deloitte.com

Michiko Ueda

Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4341
Email: mueda@deloitte.com

Kazuki Konno

Tax Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-2329
Email: kkonno@deloitte.com

Kayoko Ohashi

Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3344
Email: kaohashi@deloitte.com

Michael Sullivan

Tax Partner | East Region
Tel: 1 (212) 436-3223
Email: miksullivan@deloitte.com

Todd Best

Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (513) 784-7129
Email: tbest@deloitte.com

Yukari Jones

Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (214) 840-1008
Email: yujones@deloitte.com

John Marcheschi

Tax Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5136
Email: jmarcheschi@deloitte.com

Yoshimasa Umehara

Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5739
Email: yumehara@deloitte.com

Kaoru Fu

Tax Director | West Region
Tel: 1 (415) 783-4738
Email: kfu@deloitte.com

Reiko Ishii

Tax Director | West Region
Tel: 1 (213) 553-1097
Email: rishii@deloitte.com

Takuya Morimoto

Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-5584
Email: takmorimoto@deloitte.com

Kent Pham

Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4228
Email: kentpham@deloitte.com

Eigen Yanagi

Tax Partner | West Region
Tel: 1 (408) 704-4717
Email: eyanagi@deloitte.com

About Deloitte

The information contained in The Japanese Services Group Tax Newsletter is for general purposes only and Deloitte is not, by means of this newsletter, rendering accounting, business, financial investment, legal, tax, or other professional advice or services. This material is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this newsletter.

As used in this document, "Deloitte" means Deloitte Tax LLP, a subsidiary of Deloitte LLP. Please see www.deloitte.com/us/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte LLP and its subsidiaries. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

Copyright © 2014 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited